

令和2年度行政チェック市民会議 提言のあった事務事業

事業名	所管課	提言内容	市の対応状況
① 水道施設整備事業	水道課	<p>・安全で衛生的な生活用水を安定供給するため、水の供給を止めないことを第一に、将来を見据えた事業の継続が必要と判断されます。</p> <p>・今後の水道事業は、給水収益の減少や施設更新費用の増加のほか、事業を支える人材不足など、経営環境の悪化が見込まれており、全国的な課題となっています。このような中で、三次市では、使用料の適正化や計画的な施設更新に取り組まれている点は評価できますが、その一方で、根本的な収益の改善や、担当課が必要と試算する更新費用の十分な確保には至っていない現状があります。</p> <p>・そうした課題への対策として、広島県を中心とした県内市町との広域連携に活路を見いだすという方向性は理解できます。</p> <p>・広域連携への参画にあたっては、メリットやデメリットなどを慎重に検討して進めてください。</p> <p>・また、今年度予定している水道料金の改定にあたっては、激変緩和など市民生活に十分配慮されながら、将来的には市内全域の平準化が図られる必要があると考えます。</p> <p>・広域連携や料金改定を検討する過程においては、適宜市民に情報を開示するとともに、パブリック・コメントの実施も含めて、市民の意見聴取に努めてください。</p> <p>全体として、「継続」とした二次評価を妥当なものと認めます。</p>	<p>・広域連携への参画については、本市の今後の持続的な水道事業運営のため、水道施設等の更新における国交付金活用による財源確保等、大変有効な手段と考えています。メリットやデメリットなど慎重に検討を行いながら、市議会全員協議会においても現状や課題、見込まれる効果や今後のスケジュールなど、昨年度は計3回の説明を行い、ご理解いただけるよう努めてきました。</p> <p>・そうした中、令和3年3月議会では、広島県水道企業団設立準備協議会へ参画するための予算の議決をいただき、令和3年4月26日に「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」を締結し、広島県と15市町(三次市含む)と共に広島県水道企業団設立準備協議会に参画したところです。</p> <p>・水道料金の改定にあたっては、三次市水道使用料等検討委員会において計4回の検討を行っていただき、令和3年5月21日に市に対して検討結果(水道料金の統一や、市民生活を考慮した改定時期の決定、料金改定後の検証等)の報告をいただきました。</p> <p>・今後は、三次市水道使用料等検討委員会の報告を踏まえて、料金改定を含む三次市水道事業給水条例の改正議案の提出を検討していきます。</p> <p>・市民への情報開示等については、市広報紙を活用し、令和2年4月号から「水道料金の適正化に向けて」というシリーズで水道事業の現状等について掲載し、令和3年8月号で計6回の実施となりました。また、ケーブルテレビ「市役所ほっとニュース」への出演等も行うなど、市民への情報提供と意見収集に努めているところです。</p> <p>・安全で衛生的な生活用水を安定供給することを第一に、広域連携への参画など、将来を見据えた事業を展開していきます。</p>
② 障害児保育事業補助金	子育て支援課	<p>・この事務事業は、障害児等のよりよい成長と発達を促すことを目的に、公立保育所だけでなく民間委託保育所、私立保育園、認定こども園においても、一人ひとりに対応した保育を行うための体制を整備するものです。対象児童の増加や、障害も多様化している中では、保育所等への支援の必要を認めます。</p> <p>・二次評価では「終了」と評価されていますが、直ちに支援保育士配置への補助が打ち切られることがないようにし、その上で、「適正な支援」のあり方について、総合的な検証を進めてください。</p> <p>・その際、これまでの効果をよく検証し、支援内容の見直しを図るとともに、特に三次市こども発達支援センターとの連携強化を図りながら、そのスキルを民間委託保育所、私立保育園、認定こども園と共有するなど、質の向上に取り組む必要があります。</p> <p>・検証にあたっては、第三者にも評価結果が分かるよう客観的指標を用いるとともに、市が支援を行う必要性や民間事業者が障害児保育をどのように捉えているかという点も改めて整理する必要があります。</p> <p>・また、本事業は、三次市が子育て支援に力を入れていることをPRする一つのポイントになりますので、定住担当部局と連携した情報発信の強化を行ってください。</p> <p>二次評価の「今後のあり方を検討する」との方向性は適切なものと判断しますが、「終了」の実施のあり方については、適切な配慮を求めます。</p>	<p>・障害児等のよりよい成長と発達を促すため、支援保育士配置への補助を継続することとし、今年度から補助要件を改正し、私立保育園等において、児童だけでなく、保護者支援を含めた対応を図ることとしました。</p> <p>・三次市こども発達支援センターとの連携強化を図るため、今年度から、モデル保育所を対象に、センターとの共同による保育実践・観察・カンファレンス等を行う「発達支援モデル保育所推進事業」を実施し、一体的支援体制の構築に向けた取組を進めています。これらの取組により、支援保育士のスキルアップと保育所の支援機能の強化、多様性を認める保育の充実を図るとともに、今後は、モデル保育所の取組の成果と課題を共有し、民間を含む全体の保育の質の向上に努めます。</p> <p>・令和3年度から、支援保育士の配置判定時に専門的知見を有する者の助言を求めることとし、あわせて子どもの状況に応じた保育を実施する観点から個別指導計画書とその達成状況を確認することとしました。計画達成状況については、来年度以降の成果指標に掲載していきます。</p> <p>・定住担当部局と連携した情報発信については、移住相談に子育て担当者も同席するなど、個別事例に応じた対応を進めています。</p> <p>・2次評価の「終了」のあり方については、今年度から「終了後の方向性」をあわせて記載するよう見直しました。</p>
③ 小中一貫教育充実事業	学校教育課	<p>・各中学校区で9年間を見通した取組を進められていますが、学区の自由化や、中高一貫教育という複数の選択肢もあり、小中一貫教育の目的が保護者に十分に浸透していない実態があるようです。</p> <p>・また、この事業は、小中一貫教育の充実と「特色のある学校づくり」という二つの課題の関係が、整理されていないように感じられます。三次市小中一貫教育基本構想「学びの風土づくりプラン」の総括を行う中で、今一度、小中一貫教育の位置づけと方向性を明確にすることが必要であると考えます。</p> <p>・保護者への説明にあたっては、学力の向上だけでなく、中1ギャップの解消や、特色ある学校づくりの中で児童・生徒の成長が見られるなど、小中一貫教育の良さを、いかに分かりやすく伝えられるかが課題となっています。客観的なデータに裏付けられた、市民にとって理解しやすい広報を行うことが必要です。さらには、担当課が検討されている地域や保護者と一緒になった取組を進めることが、特に大切だと思われれます。</p> <p>・本事業の制度のあり方については、全校一律に予算配分していることや、共通して取り組む内容が多いことから、申請手続きの必要性や事業の進め方などについて、検討が必要と思われれます。</p> <p>以上を踏まえて、二次評価の「継続」と改善の必要性「有」が、適切であると認めます。</p>	<p>・本市における小中一貫教育は、学区の自由化や中高一貫校という複数の選択肢におけるベース(土台)として位置付けています。</p> <p>・義務教育における9年間の学びや育ちをつながりのあるものとして捉え、同じ中学校区内の小中学校が、教育目標やめざす子ども像を共有し、小学校、中学校教育のそれぞれの良さを活かした系統的な教育に向けて取組を進めてきました。</p> <p>・地域や保護者と一体となった取組を進めるため、今年度から小中一貫教育を更に充実・発展させた「コミュニティ・スクール」をモデル導入します。学校・家庭・地域等とめざすべき教育のビジョンや育てたい子ども像を共有し、目標の実現に向けて、協働して取り組んでいきます。</p> <p>・そうした取組を通じて、改めて小中一貫教育の良さ(成果)を、市民に丁寧に分かりやすく伝えていきます。</p> <p>・本事業の制度のあり方については、提言を踏まえ、さらに各中学校区の特色を充実させるよう申請手続きの見直しに向けた具体的な検討に着手しています。実態に沿った効率的な運用に転換していきます。</p> <p>・近年の核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化等、家庭や家庭を取り巻く社会状況の急激な変化の中で、学校における学びは、柔軟性かつ多様性が求められています。「コミュニティ・スクール」により、横のつながりを強化するとともに、各中学校区の地域資源等を活用した特色ある学校づくりにつなげていきます。</p> <p>・地域のひと・もの・ことを学ぶことで、夢の実現に挑戦する児童・生徒を育むとともに、ふるさと教育を推進していきます。</p>

事業名	所管課	提言内容	市の対応状況
④ 小規模市道整備事業(道路・橋梁修繕)	土木課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境の保全により市民生活の安全を確保するため、事業の継続が必要と考えます。 ・平成30年7月豪雨の影響で積み残された修繕箇所への対策が急務であり、また今後も多くの修繕要望が見込まれるため、客観的な基準を設定するなど、優先度に応じた効率的な事業実施の仕組みについて、早急な検討が必要です。 ・市民協働のまちづくりの観点から、除草や小規模の修繕など関連する他の事業と連動した地域での対応を柔軟に進めることや、工事発注の方法についても改善の余地があると考えます。また、要望者に対するフィードバックについては、進捗状況などを丁寧に説明されることを市民は望んでいます。 ・本事業を評価するにあたっては、予算に対する執行率ではなく、全体の要望件数、そのうち修繕が必要とされる箇所数、工事の完了件数など、修繕要望に対する進捗度合を測るような成果指標の設定が必要です。 ・また、そのようなデータについては、ホームページなどで広く公開し、市民の理解を得るための「見える化」に向けた取組を期待します。 <p>一次評価・二次評価が指摘する「改善の必要」については、上記の提言を踏まえて進められることを求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三次市が管理する市道、県道の延長は約1,900kmと多く、また老朽化等により年々増加する修繕要望に対応するため、提言も踏まえ、来年度からの運用開始に向け、客観的な基準の設定に着手しているところです。今後は、市民に理解をいただけるよう十分な周知を図るとともに、関係部署と連携し、発注方法等を含めた効率的な事業実施の仕組みを確立していきます。 ・要望者に対するフィードバックについては、進捗状況などを含めた丁寧な説明を行うよう、改めて庁内での意識の共有を図りました。 ・成果指標については、提言を踏まえ、今年度から見直しを行い、執行率から要望対応率に変更しました。こうしたデータについては、客観的な基準の公表にあわせて、ホームページなどで公開していく予定です。 ・道路の維持修繕に関する市民からの要望は多種多様であるため、新たな仕組みによる運用の効果検証を行いながら、効果的・効率的な道路環境の保全に取り組みます。
⑤ 生活交通確保対策事業	定住対策・暮らし支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安心して暮らすため、生活交通手段の確保として、本事業に適切に取り組んでいると認めます。引き続き利用者の拡大を図るとともに、継続した取組を望みます。 ・なお、一部地域のオンデマンドタクシーと相乗りタクシーの利用条件の違いについて、考え方を整理する必要があると思われます。 ・地域内生活交通検討会については、組織されていない地域への設立の働きかけや、活動が少ない地域を中心とした全体の底上げが必要です。 ・さらに、この検討会で協議された意見や情報を、三次市地域公共交通会議へつなぎ、市内全域の公共交通の更なる充実を図ってください。 ・将来的には、民間事業者が業務の中で運行する車の活用や、人だけでなく物も運ぶ仕組みを、デジタル情報技術なども活用しながら構築するなど、交通弱者に対するサービスの向上につながる取組を期待しています。 <p>一次評価・二次評価における「継続」の評価は妥当なものと認めます。上記の提言も踏まえて、「改善」を進めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業において、タクシーの名称を有する取組は、「ふれあいタクシーみらさか」と「相乗りタクシー」の2つがあります。「ふれあいタクシーみらさか」は、三良坂町内で運行するデマンド型・区域運行を行う公共交通であり、「相乗りタクシー」は、公共交通機関が運行されていない地域において、交通手段を有しない方を対象に、2人以上で民間タクシーに乗車した場合に使用できる助成券を交付する運賃助成制度です。そうした整理のもと、各取組を進めていますが、提言をいただいたように、利用者にとっては違いが分かりにくいという課題があります。 ・そのため、相乗りタクシー制度の利用条件について、改めて住民自治組織に説明を行うなど、周知の強化に取り組んでいます。 ・「地域内生活交通検討会」は、住民自らが地域内の交通のあり方を考える組織で、移動ニーズに合った交通体系の構築に有効な仕組みであり、未設立の地域への働きかけを継続して行う中で、令和2年度には、布野地区で同検討会が設立されました。検討会の提言をもとに、地域内を運行する三次市民バス布野町線の効率化と利便性向上に向けた路線の再編を行いました。 ・こうした検討会での意見や情報については、「三次市地域公共交通会議」に適宜つなげています。また、市内全域の公共交通の更なる充実に向けて、同会議を中心に、昨年度終期を迎えた「三次市地域公共交通網形成計画」の効果検証を行うとともに、地域公共交通に関する課題の把握に努め、市民の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の形成を図るための新たなマスタープランとして、「三次市地域公共交通計画」を策定したところです。 ・デジタル情報技術等の活用に関しては、新しい計画において「デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究」を計画事業に定め、本市に適したデジタル技術の活用策について調査研究を実施することとしています。このほかの計画事業とあわせ、地域公共交通会議を中心に実施し、PDCAサイクルにより改善を図りつつ、交通手段の確保に取り組めます。
⑥ 空き家購入サポート事業	定住対策・暮らし支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業をはじめ、住まいに関する一連の補助事業については、定住促進に一定の成果があったと評価しています。 ・本事業は、移住者が空き家を購入する際の改修費用を支援する補助事業ですが、今後補助要件の見直しを行う中で、移住前の相談業務に力を入れて、交流人口の増加を図るといった事業展開の方向性は理解できます。指摘されている運用上の課題の解決を進めつつ、事業の継続が必要と判断します。 ・その際、市が今年度開設した移住・定住ポータルサイトなどによる、ターゲットを絞った広報が大切です。本事業を含む一連の補助事業の見直し内容を早急に固めて、子育て支援の情報など、定住促進に資する関連情報を総合して、関係部署はもちろん関係団体としっかり連携・協力を図りながら、情報発信してください。 ・また、根本的な課題として、ずっと住み続けている市民と移住者支援のバランス、今後の定住施策のあり方については検討が迫られています。住み続けていきたいと思えるまちづくりの検討を進める中で、考え方を整理する必要があると思われます。 <p>上記の提言を踏まえつつ、二次評価における「一体的な検討」を進め、本事業「終了」後の、新たな事業の展開を求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する補助事業については、家族構成による補助限度額の加算を行い、ファミリー層に手厚い補助事業に見直し、今年度から申請を受け付けています。 ・また、移住前の相談業務に力を入れるため、移住コーディネーターを新たに配置し体制を強化しています。空き家情報バンクを案内する際や、移住を考えられている方からの相談を支所や集落支援員とも連携を図り、移住希望者に寄り添ったよりきめ細かい対応に努めています。 ・移住・定住ポータルサイトでは、定住人口の増加に最も効果が見込まれる20～30代の女性をターゲットとし設定し、住まいの補助に併せて、子育てや教育、まちづくりなどの定住に向けた情報なども紹介をしながら、三次市での暮らしをイメージ出来るような情報を写真や動画等を用いて発信しています。今後もターゲット層が求める情報を分析しながら、関係部署等と連携し、定住に関する総合的な情報発信に努めます。 ・今後の定住施策のあり方については、移住者支援の必要性について、ずっと住み続けている市民に理解をいただけるよう様々な機会を捉えて丁寧に伝えずるとともに、市が独自で取り組んでいる子育て・医療・教育・福祉分野などにおける支援制度を改めて発信するなど、不公平感が生じないよう配慮しながら取り組んでいきます。 ・「ずっと住み続けたいまち」の実現に向けて、総合的な定住対策を進めていきます。

事業名	所管課	提言内容	市の対応状況
⑦ 地域資源活用 支援事業	地域振 興課	<p>・住民自治組織を維持し活動を強化していくことは大切であり、それを下支えするものとして「自治振興活動費補助事業」があるものと、本会議は認識してきました。</p> <p>・その上で、本事業の前身である「地域力向上支援事業」等については、従来本会議でもしばしば提言を行い、市におかれても昨年度見直しをされ、今年度から運用されているところです。しかし、今もなお住民自治組織のイベントを中心とした経費に多くが支出されている現状があり、その見直しは不十分であったと判断されます。</p> <p>・地域まちづくりビジョンの実現には、住民自治組織とNPO法人や公益的事業を行う任意団体との連携強化が不可欠です。この点を踏まえ、市は住民自治組織をはじめ市民にしっかり広報することはもちろん、住民自治組織が自ら周知・活用してNPO法人や任意団体とつながり、取組を進めるよう促す必要があります。</p> <p>・本事業の実施にあたっては、住民自治組織に手厚く補助するのではなく、住民自治組織が行うNPO法人や任意団体との連携や、NPO法人や任意団体それ自体の活動を補助するような運用に移行すべきであると考えます。</p> <p>・また、市町村合併から15年以上が経過する中で、住民自治組織においては、財源を市からの交付金や補助金にのみ依存するのではなく、自主財源を確保して運営及び活動をする方向にシフトすることが求められています。</p> <p>以上の提言を踏まえて、二次評価が指摘する「改善」を進めることが妥当と判断します。</p>	<p>・本事業の活用目的について、地域まちづくりビジョンの実現に向けた取組としていますが、ご指摘いただいたとおり、今もなお住民自治組織が開催するイベントのみに活用されている状況があります。</p> <p>・そのため、令和3年3月に活用する際の注意点として、「目的型コミュニティや若い世代の活動支援や地域をつなぐこと」、「まちづくりの担い手育成」、「定住対策」などを意識していただくことを、各住民自治組織に対し、改めて説明を行いました。</p> <p>・提言を踏まえ、まちづくりの担い手育成につながる事業やNPO法人、地域活動実践者と住民自治組織と一緒に取組む活動へ補助するといった具体的な内容へのシフトや、補助率の見直しなど具体的な検討に着手しています。</p> <p>・また、「自治活動支援交付金」も含めた活用状況や住民自治組織としての思いなどについて、令和3年7月に各住民自治組織にヒアリングを行い、現在ヒアリング結果を集約・分析しているところです。内部での協議・検討を行い、今後、交付金を含めた事業のあり方を整理していきます。</p>
⑧ 観光プロモーション事業	商工観 光課	<p>・観光プロモーションは、観光客や消費額の増加を図るうえで必要なため、事業の継続を望みます。</p> <p>・三次市の観光における一番の課題は、一般社団法人みよし観光まちづくり機構(以下「DMO」という。)が中心となり、観光協会などと連携して事業実施できる組織体制を確立することにあると考えます。</p> <p>・そのため、市はDMOの更なる発展を促すとともに、理事会をしっかりと機能させ、関係団体の意見をそこに集約することで、統一感のある観光プロモーションが実施できるよう、促してください。</p> <p>・また、DMOにおいては、「稼ぐ」という視点を持ち、市からの補助金にのみ依存するのではなく、自主財源を確保しながら自立をめざしていく必要があります。将来的には、民間出資を得られるような事業体になっていくことが期待されます。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式が示され、当面は、観光のあり方も大きく様変わりしたままと考えられます。新たな事態の下で、SNSの積極的な活用を継続した観光プロモーションに期待するとともに、コロナ後の観光ターゲットや施策の展開について、今から十分な検討を進めてください。</p> <p>二次評価の「継続」の判定は妥当なものと認めます。改善の方向としては、DMOを中心とした観光プロモーションの実施、それを可能とするようなDMO自体の組織体制の確立が必要だと判断します。</p>	<p>・組織体制の確立にあたっては、今年9月に策定しました「三次市観光戦略」において、市・各観光協会・みよし観光まちづくり機構の役割分担を整理し、市全体で機能的な組織運営を行うため、めざすべき観光推進体制について具体的に明記をしました。戦略に沿った新たな組織体制づくりを進める中で、統一感のある観光プロモーションにつなげます。</p> <p>・「稼ぐ」という視点についても戦略で明記するとともに、昨年度は、みよし観光まちづくり機構(DMO)が君田町観光協会、三良坂町観光協会と共同して新たな観光商品の造成による観光事業の創出を行い、体験型観光商品の紹介サイトでも、販売を開始しているところです。併せて、DMOの自主財源の拡大等による自立をめざした取組を促進します。</p> <p>・新たな生活様式をふまえた観光プロモーションについても、ウィズコロナ時代に対応した観光プロダクトの開発と発信など戦略に明記するとともに、SNSの積極的な活用や新たな事業展開の具体的な検討を進めています。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、本市でも総観光客数が大きく減少しました。観光需要も大きく変化するなかで新たな組織体制により、これまでのあり方に縛られない効果的なプロモーションを実施し、観光客や消費額の増加を図っていきます。</p>